

# 特定空家等に対する措置マニュアル(概要)

千葉県すまいづくり協議会空家等対策検討部会

平成 30 年 3 月

## 1. 目的

本マニュアルは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)に基づき、総務省と国土交通省で策定した「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(以下「ガイドライン」という。)や「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)などを参考に、市町村が特定空家等に対する措置を行うにあたり、必要な手順などを整理するために作成するものである。

## 2. 本マニュアルの記載項目

第 1 章 基本的事項

第 2 章 措置の流れ

第 3 章 措置に入る前の確認事項

第 4 章 特定空家等に対する措置の実施

4-1 助言又は指導(法第 14 条第 1 項)

4-2 勧告(法第 14 条第 2 項)

4-3 命令(法第 14 条第 3~8、11、12 項)

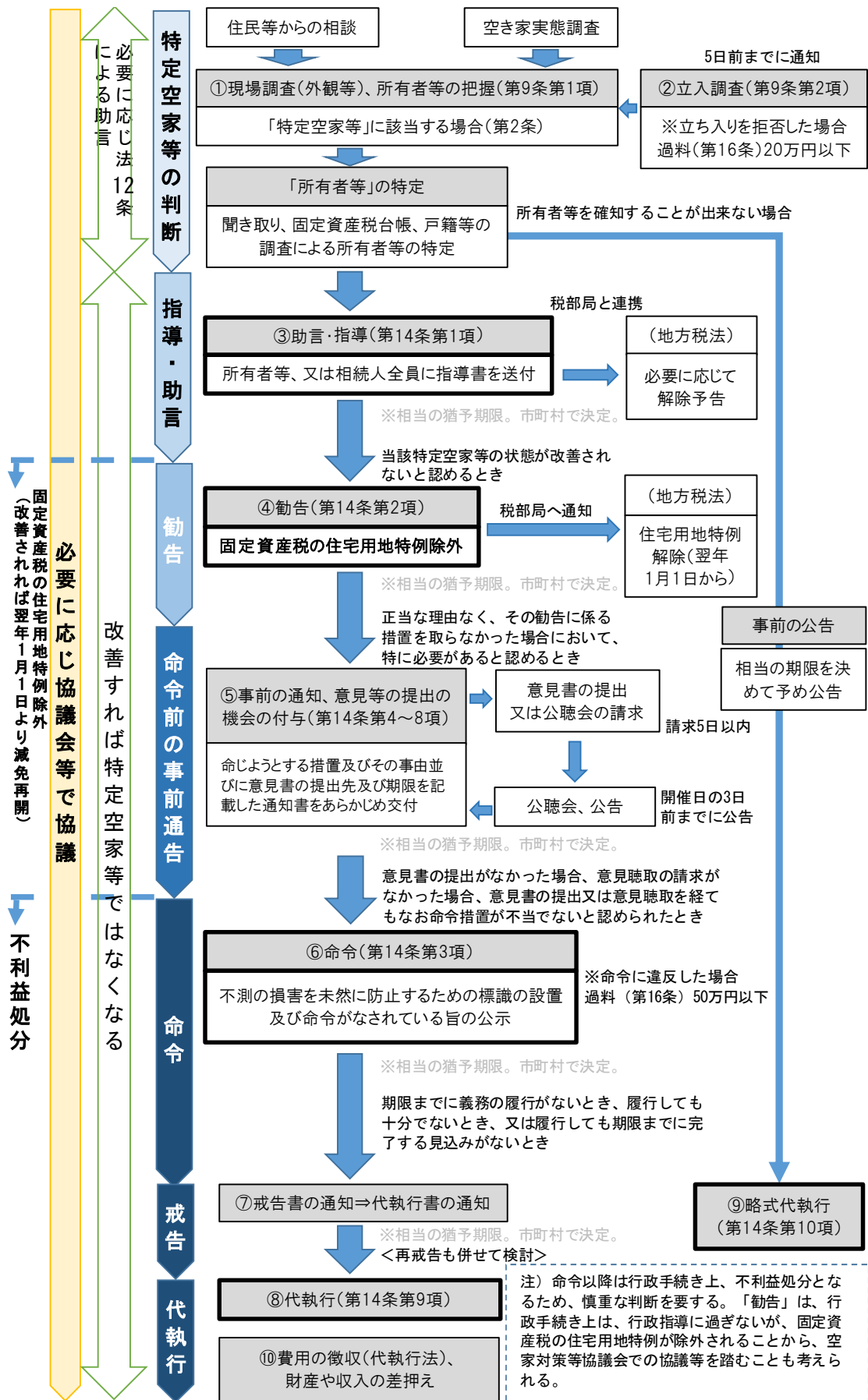
4-4 行政代執行(法第 14 条第 9 項)

4-5 略式代執行(法第 14 条第 10 項)

第 5 章 参考様式

第 6 章 参考資料

参考文献



特定空家等に対する措置フロー図